

指定訪問介護事業

指導検査基準

— 令和6年4月1日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導検査基準（指定訪問介護事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第 1 基本方針	1 基本方針 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第4条	・運営規程 ・パンフレット等
第 2 人員に関する基準	1 訪問介護員等の員数 指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上となっているか。 なお、指定訪問介護事業者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業に係る法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、区市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。 2 サービス提供責任者 (1) 各指定訪問介護事業所において、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業の指定を受け、かつ、指定訪	法第74条第1項 都条例第111号第5条第1項・第2項 都規則第141号第3条第1項第1号 都規則第141号第3条第1項第2号	・職員の勤務状況が分かる文書（タイムカード、勤務実績表、勤務体制一覧表等） ・従業員の資格証（実務者研修修了証明書、介護職員基礎研修修了証明書、介護職員初任者研修修了証明書、訪問介護員養成研修修了証明書、生活援助従事者研修修了証明書、又は介護福祉士登録証、看護師・准看護師・保健師免許） ・職員の勤務状況が分かる文書（タイムカード、勤務実績表、勤務体制一覧表等） ・従業員の資格証（実務者研修修了証明

	問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定訪問介護及び当該第一号訪問事業の利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。 この場合、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算の方法によることができる。利用者の数については、前3月の平均を用いる。 また、当該事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算する。さらに、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。 (2) 常勤換算方法とする事業所 利用者の数が40名を越える事業所については、常勤換算方法とすることができる。利用者の数に応じて常勤換算方法による場合は、以下のいずれかに該当するサービス提供責任者を配置しているか。 イ 利用者の数が40人を超える事業所 利用者の数を40で除して得られた数(小数第1位に切り上げた数)以上 ロ 利用者の数が40人超200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上 ハ 利用者の数が200人超の事業所	都規則第141号第3条第2項 施行要領第三の一の1の(2)の① 施行要領第三の一の1の(2)の②	書、介護職員基礎研修修了証明書、訪問介護員養成研修修了証明書、又は介護福祉士登録証、看護師・准看護師・保健師免許)
--	--	---	--

	常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数(1の位に切り上げた数)以上 なお、サービス提供責任者として配置することのできる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。 (3) 都規則第141号第3条第1項第2号の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。ただし、次の点に留意する必要がある。 イ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間が1月あたり30時間以内であること。 ロ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、都条例においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば以下のような取組が行われていることをいう。	都規則第141号第3条第4項 施行要領第三の一の1の(2)の③	
--	---	---	--

	・ 訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 ・ 利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のＩＴ機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めていること等）を構築する等により、サービス提供責任者の中で生じる課題に対し、チームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。 この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、(2)の規定に関わらず、施行要領別表２に示すサービス提供責任者を配置するものとする。 (4) サービス提供責任者は、常勤で専ら訪問介護事業の職務に従事する者であって、以下のいずれかに該当するか。なお、１級課程については、看護師等の資格を有する者の場合、全科目を免除することが可能とされていたこと。 ① 介護福祉士 ② 実務者研修、介護職員基礎研修を修了した者 ③ 訪問介護員養成研修１級課程を修了した者 ④ 看護職員（看護師、准看護師、保健師）	都規則第141号第3条第3項 施行要領第三の一の(2)の④ 平24厚労告第118号	・ 従業員の資格証（実務者研修修了証明書、介護職員基礎研修修了証明書、訪問介護員養成研修修了証明書、又は介護福祉士登録証、看護師・准看護師・保健師免許）
--	--	--	---

第3 設備に関する基準	ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。		
	3 管理者 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 1 設備及び備品等 (1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。 (2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。 (3) 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を確保しているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備を備えているか。 なお、指定訪問介護事業者が都条例第111号第5条第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、区市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをも	都条例第111号第6条第1項・第2項 施行要領第三の一の1の(3) 法第74条第2項 都条例第111号第7条第1項 施行要領第三の一の2の(1)・(2)・(3) 都条例第111号第7条第2項	・管理者の雇用形態及び勤務状況が分かる文書（勤務実績表、タイムカード、勤務表等） ・平面図 ・設備、備品台帳等 ・手指洗浄設備等

第4 運営に関する基準	って、前項に規定する基準を満たすものとみなす。 1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進 指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。 この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。 2 管理者及びサービス提供責任者の責務 (1) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に、都条例第111号「第2章 訪問介護」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、都条例第111号第28条の「訪問介護計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をする。 ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。 ③ 居宅介護支援事業者等に対し、利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報を	施行要領第三の一の3の(1) 都条例第111号第8条第1項・第2項・第3項 施行要領第三の一の3の(2)・(3)	・組織図、組織規程、辞令等 ・業務日誌等 ・運営規程 ・訪問介護計画書 ・サービス利用票 ・利用者に関する記録 ・居宅介護支援経過 ・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者への照会(依頼)内容 ・相談、助言を記録した書類等 ・職務分担表、業務報告書、業務日誌等 ・職場内研修等の実施記録
--------------------	---	---	--

	提供する。 ④ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る。 ⑤ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。 ⑥ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。 ⑦ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を行う。 ⑧ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行う。 ⑨ その他サービス内容の管理について必要な業務を行う。 (4) (3) ③の必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護支援事業者等と調整しているか。 (5) 平成 30 年度以降、生活援助中心型のみに従事することができ、生活援助従事者研修修了者が従事することができることから、当該研修修了者を含む訪問介護員等であって、指定訪問介護に従事したことが無い者については、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなど OJT を通じて支援を行っているか。また、緊急時の対応等についてあらかじめ当該訪問介護員等に指導しているか。さらに、生活援助従事者研修修了者である訪問介護員等が所属している指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、利用者の状況を判断の上、適切な業務管理を行っているか。 この場合、複数のサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行う		
--	--	--	--

	ことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができるときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。 3 運営規程 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項 4 介護等の総合的な提供 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがないか。 指定訪問介護事業所により提供しているサービスの内容及、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等のための乗車又は降	都条例第111号第9条 施行要領第三の一の 3の(4) 都条例第111号第10 条 施行要領第三の一の 3の(5)	・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 ・ 指定申請書及び変更届出書の控
--	---	---	---

	車の介助に限定していないか。 5 勤務体制の確保等 (1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問介護を提供できるよう各指定訪問介護事業所において、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。 (4) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (5) 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置) 6 業務継続計画の策定等 (1) 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時におい	都条例第111号第11条第1項 施行要領第三の一の3の(6) 都条例第111号第11条第2項 都条例第111号第11条第3項 都条例第111号第11条第4項 都条例第111号第11	・運営規程 ・就業規則 ・勤務表 ・雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる文書 ・研修計画、実施記録 ・事業主の方針及び相談に応じる体制がわかる書類等 ・業務継続計画
--	--	--	--

	て、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 7 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、第三者評価の実施状況その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 8 提供拒否の禁止 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否していないか（ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取	条の2第1項 施行要領第三の一の3の(7) 都条例第111号第11条の2第2項 都条例第111号第11条の2第3項 法第74条第2項 都条例第111号第12条第1項 施行要領第三の一の3の(8) 都条例第111号第13条 施行要領第三の一の3の(9)	・業務継続計画に関する研修・訓練の実施記録等 ・運営規程、重要事項説明書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・利用契約書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・利用申込受付簿等
--	--	--	--

	扱等について」(平成12年11月16日老振第76号)の1に該当する場合を除く。) 9 サービス提供困難時の対応 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 10 受給資格等の確認 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めているか。 11 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定訪問介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサ	都条例第111号第14条 施行要領第三の一の3の(10) 都条例第111号第15条第1項 施行要領第三の一の3の(11)の① 都条例第111号第15条第2項 施行要領第三の一の3の(11)の② 都条例第111号第16条第1項 施行要領第三の一の3の(12)の① 都条例第111号第16	・居宅介護支援事業者へ連絡をしたことがわかる書類等 ・サービス提供依頼書等 ・利用者に関する記録（被保険者証の写等） ・利用者に関する記録
--	--	---	---

	ービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 12 心身の状況等の把握 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 13 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 14 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依	条第2項 施行要領第三の一の 3の(12)の② 都条例第111号第17 条 都条例第111号第18 条第1項 都条例第111号第18 条第2項 都条例第111法第19 条 施行要領第三の一の 3の(13)	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者の届出書控等 ・居宅サービス計画書
--	---	--	--

	頼する旨の区市町村への届出等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。		
	15 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しているか。	都条例第111号第20条	・居宅サービス計画書 ・訪問介護計画書 ・サービス提供記録等
	16 居宅サービス計画の変更の援助 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	条例第111号第21条 施行要領第三の一の3の(14)	・利用者に関する記録（変更があったかの確認） ・居宅サービス計画書 ・訪問介護計画書 ・サービス提供票
	17 身分を証する書類の携行 (1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載しているか。	都条例第111号第22条 施行要領第三の一の3の(15)	・業務マニュアル ・身分を証明する書類（身分証、名札等）
	18 サービスの提供の記録		

	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。 19 利用料等の受領 (1) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。	都条例第111号第23条第1項 施行要領第三の一の3の(16)の① 都条例第111号第23条第2項 施行要領第三の一の3の(16)の② 都条例第111号第24条第1項 施行要領第三の一の3の(17)の① 都条例第111号第24条第2項 施行要領第三の一の3の(17)の② 都条例第111号第24条第3項 施行要領第三の一の3の(17)の③	・サービス提供記録等 ・業務日誌 ・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・介護給付費明細書 ・請求書 ・領収書
--	--	--	---

	(4) 指定訪問介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定訪問介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 20 保険給付の申請に必要な証明書の交付 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。 21 指定訪問介護の基本取扱方針	都条例第111号第24条第4項 法第41条第8項 法施行規則第65条 都条例第111号第25条 施行要領第三の一の3の(18)	・ サービス提供証明書控 (介護給付費明細書代用可)
--	--	--	---------------------------------------

	(1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 22 指定訪問介護の具体的取扱方針 (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供方法等について説明を行っているか。 (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 (3) (2)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (4) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービ	都条例第111号第26条第1項 都条例第111号第26条第2項 施行要領第三の一の3の(19)の① 都条例第111号第27条第1号 都条例第111号第27条第2号 「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年老発第155号（「身体拘束ゼロ作戦」の推進について） 都条例第111号第27条第3号 「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年老発第155号（「身体拘束ゼロ作戦」の推進について） 都条例第111号第27	・訪問介護計画書 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・身体拘束等の適正化のための研修の記録 ・身体拘束等適正化委員会の議事録 ・本人又は家族への身体的拘束等に関する説明書 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
--	---	--	---

	スの提供を行っているか。 (5) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	条第4号 施行要領第三の一の3の(19)の② 都条例第111号法第27条第5号	
	23 訪問介護計画の作成 (1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。また、訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 (2) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しているか。 (4) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。	都条例第111号第28条第1項 施行要領第三の一の3の(20)の①・② 都条例第111号第28条第2項 施行要領第三の一の3の(20)の③ 都条例第111号第28条第3項 施行要領第三の一の3の(20)の④ 都条例第111号第28条第4項 施行要領第三の一の3の(20)の⑤	・居宅サービス計画書 ・訪問介護計画書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・アセスメントシート ・モニタリングシート ・訪問介護計画書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・居宅サービス計画書 ・利用者に関する記録

	(5) サービス提供責任者は、訪問介護計画の変更を行う際も(1)から(4)に準じて取り扱っているか。 (6) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めているか。 24 同居家族に対するサービス提供の禁止 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはいないか。 25 利用者に関する区市町村への通知 指定訪問介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 26 緊急時等の対応 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 27 衛生管理等	条例第111号第28条第4項 施行要領第三の一の3の(20)の⑥ 都条例第111号第29条 都条例第111号第30条 施行要領第三の一の3の(21) 都条例第111号第31条 施行要領第三の一の3の(22)	・ 訪問介護計画書 ・ 区市町村に送付した通知に係る記録 ・ 緊急時対応マニュアル ・ サービス提供記録等
--	---	--	---

	(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 28 掲示 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、指定訪問介護事業者は、前段に規定する事項を記	都条例第111号第32条第1項 施行要領第三の一の3の(23)の① 都条例第111号第32条第2項 都条例第111号第32条第3項 都規則141号第4条の2 施行要領第三の一の3の(23)の② 都条例第111号第33条第1項 施行要領第三の一の3の(24)の① 都条例第111号第33	・ 衛生管理に関するマニュアル等 ・ 委員会等の記録 ・ 指針 ・ 研修及び訓練の実施記録 ・ 掲示物等
--	--	--	---

	載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これに関係者に自由に閲覧させることにより、前段の規定による掲示に代えることができる。 (2) 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。(令和7年3月31日までの経過措置あり)	条第2項 施行要領第三の一の3の(24)の② 都条例第111号第33条第3項	
	29 秘密保持等 (1) 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	都条例第111号第34条第1項 施行要領第三の一の3の(25)の① 都条例第111号第34条第2項 施行要領第三の一の3の(25)の② 都条例第111号第34条第3項 施行要領第三の一の3の(25)の③	・ 従業員の秘密保持誓約書 ・ 個人情報同意書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類）
	30 広告 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	都条例第111号第35条	・ パンフレット、チラシ等 ・ ホームページ等

	31 不当な働きかけの禁止 指定訪問介護事業所は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他不当な働きかけを行っていないか。 32 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 33 苦情処理 (1) 指定訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏ま	都条例第111号第35条の2 施行要領第三の一の3の(26) 都条例第111号第36条 施行要領第三の一の3の(27) 都条例第111号第37条第1項 施行要領第三の一の3の(28)の① 都条例第111号第37条第2項 施行要領第三の一の3の(28)の②	・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 ・ 苦情対応マニュアル ・ 重要事項説明書
--	---	---	---

	え、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定訪問介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。 (6) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (7) 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 34 地域との連携等 (1) 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提	都条例第111号第37条第3項 施行要領第三の一の3の(28)の③ 同上 都条例第111号第37条第4項 同上 都条例第111号第38条1項 施行要領第三の一の3の(29)の① 都条例第111号第38条2項	
--	---	---	--

	供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めているか。	施行要領第三の一の3の(29)の②	
	35 事故発生時の対応 (1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	都条例第111号第39条第1項 施行要領第三の一の3の(30) 都条例第111号第39条第2項 施行要領第三の一の3の(30) 施行要領第三の一の3の(30)の③	・ 事故対応マニュアル ・ 事故の状況及び事故に際して採った措置（区市町村、家族、介護支援専門員等への報告を含む）の記録 ・ 再発防止策の検討の記録 ・ ヒヤリハットの記録
	36 虐待の防止 指定訪問介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知すること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置	都条例第111号第39条の2 都規則第141号第4条の3 施行要領第三の一の3の(31)	・ 虐待防止委員会等の記録 ・ 虐待の防止のための指針 ・ 虐待の防止のための研修の実施記録

	くこと。 37 会計の区分 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等により適切に行われているか。 38 記録の整備 (1) 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約の終了日から2年間保存しているか。 ① 訪問介護計画 ② 都条例第111号第23条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③ 都条例第111号第27条第3号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 都条例第111号第30条の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑤ 都条例第111号第37条第2項の規定による苦情の内容等の記	都条例第111号第40条 施行要領第三の一の3の(32) 平13老振発第18号 都条例第111号第41条第1項 都条例第111号第41条第2項 施行要領第三の一の3の(33)	・会計関係書類 ・従業者、設備、備品及び会計に関する記録等 ・サービスの提供の記録等 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
--	--	---	--

第5 変更の届出等	録 ⑥都条例第111号第39条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 1 変更の届出等 (1) 指定訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第1項 法第75条第2項	・ 指定申請書及び変更届出書の控
第6 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、知事に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 (2) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	法第41条第4項第1号 平12厚告19の一 平12老企第39号 平12厚告19の二	・ 訪問介護計画書 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付費明細書 ・ サービス提供票・別票 ・ サービス提供証明書「訪問介護サービスコード票」参照 ・ 同上

	(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	平12厚告19の三	・ 同上
	2 訪問介護の所要時間 (1) 利用者に対して、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 (1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が(1)により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせているか。	平12厚告19 別表の1のイからハ までの注1 平12老企第36号第二 の2の(4)	・ 同上
	3 身体介護中心型の算定 身体介護が中心である場合については、身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。 なお、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満である場合は、「所要時間20分未満」の所定単位数を、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満であつて、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して行われる場合は、「所要時間20分未満」の所定単位数を当該算定月における1月当たりの訪問介護費を指定地域密着型サービスに要する費用の額	平12厚告19 別表の1のイからハ までの注2	・ 同上

	の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイの(1)のうち、当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として、それぞれ算定しているか。		
	4 生活援助中心型の算定 生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。	平12厚告19 別表の1のイからハ までの注3	・ 同上
	5 通院等のための乗車又は降車介助中心の算定 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。	平12厚告19 別表の1のイからハ までの注4	・ 同上
	6 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、	平12厚告19 別表の1のイからハ	・ 虐待防止委員会等の記録 ・ 虐待の防止のための指針

	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない、又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 7 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(令和7年3月31日までの経過措置あり) 8 身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき(身体介護で所要時間20分未満の所定単位数を算定する場合を除く。)は、身体介護が中心である場合の所定単位数にかかわらず、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位(201単位を限度とする。)を加算した単位数を算定しているか。 9 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建	までの注5 平12老企第36号第二の2の(10) 平27厚労告95の二 平12厚告19 別表の1のイからハ までの注6 平12老企第36号第二の2の(11) 平27厚労告95の二の二 平12厚告19 別表の1のイからハ までの注7 平12老企第36号第二の2の(3) 平12厚告19 別表の1のイからハ	・虐待の防止のための研修の実施記録 ・業務継続計画 ・業務継続計画に関する記録 ・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別票 ・サービス提供証明書「訪問介護サービスコード票」参照 ・同上
--	---	---	---

	11 早朝・夜間・深夜加算 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前6時から午前8時まで時間をいう。以下同じ。）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 12 特定事業所加算 「別に厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）に適合しているものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平 12 厚告 19 別表の 1 のイからハまでの注 13 から注 15 までのいずれかを算定している場合は、特定事業所加算（Ⅴ）は算定しない。また、特定事業所加算（Ⅴ）とその他の加算を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 特定事業所加算（Ⅰ）所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数 (2) 特定事業所加算（Ⅱ）所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (3) 特定事業所加算（Ⅲ）所定単位数の 100 分の 10 に相当する	平12厚告19 別表の1のイからハ までの注9 平12厚告19 別表の1のイからハ までの注10 平12老企第36号第二 の2の(14) 平27厚労告95の三	・ 同上 ・ 同上
--	---	---	-------------------------

	単位数 (4) 特定事業所加算(Ⅳ)所定単位数の100分の3に相当する単位数 (5) 特定事業所加算(Ⅴ)所定単位数の100分の3に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 訪問介護費における特定事業所加算の基準 イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合している場合 (一) 全ての訪問介護員等及びサービス提供責任者に対し、訪問介護員等及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修の受講を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (二) 次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。 ① 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ② 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 (三) 当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し健	平27厚労告95の三のイの(1) 平27厚労告95の三のイの(2) 平27厚労告95の三のイの(2)の(一) 平27厚労告95の三のイの(2)の(二) 平27厚労告95の三の	・ 個別研修計画等 ・ 研修受講修了証明書 ・ 職場内研修等の実施記録 ・ 会議の開催記録 ・ 利用者に関する情報等を伝達した文書等 ・ サービス提供終了後の報告内容の記録 ・ 健康診断の記録
--	---	--	---

	康診断等を定期的に実施すること。 (四) 指定居宅サービス基準第 29 条第 6 号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 (五) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が 30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1 級課程修了者の合計が 50%以上となっていること。 (六) 全てのサービス提供責任者が 3 年以上の実務経験を有する介護福祉士又は 5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは 1 級課程修了者であること。 ただし、指定居宅基準第 5 条第 2 項により 1 人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を 2 名以上配置していること。 (七) ①前年度又は算定日が属する月の前 3 月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 4 及び要介護 5 である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。）である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 1 条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定訪問介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第 27 条第 1 項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が 100 分の 20 以上であること。	イの(3) 平27厚労告95の三の イの(4) 平27厚労告95の三の イの(5) 平27厚労告95の三の イの(6) 平27厚労告95の三の イの(7)	・ 緊急時等における対応方法を明示した文書 ・ 介護福祉士登録証等 ・ 職員の履歴書 ・ 介護福祉士登録証等 ・ 雇用契約書等 ・ 利用者一覧表 ・ 要介護度の分布がわかる資料等
--	---	--	---

	②次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 a 病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）の看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制を整備していること。 b 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 c 医師、看護職員（指定訪問介護事業所の職員又は当該指定訪問介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの職員に限る。）、訪問介護員等、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定訪問介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する対応方針の見直しを行うこと。 d 看取りに関する職員研修を行っていること。 e 前年度又は算定日が属する月の前 3 月間において次に掲げる基準に適合する利用者が 1 人以上であること。 i 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ii 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、訪問介護員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けて		
--	---	--	--

	いる者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。 ロ 特定事業所加算（Ⅱ） イ（一）から（四）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（五）又は（六）のいずれかに適合すること。 ハ 特定事業所加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一） イ（一）から（四）まで及び（七）に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （二） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ①指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。 ②指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ニ 特定事業所加算（Ⅳ） イ（一）から（四）まで及びハ（二）に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ホ 特定事業所加算（Ⅴ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一） イ（一）から（四）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 （二） 指定訪問介護事業所に係る通常の事業の実施地域（指定	平27厚労告95の三のロ 平27厚労告95の三のハ 平27厚労告95の三のニ 平27厚労告95の三のホ 平27厚労告95の三のホの(1) 平27厚労告95の三の	
--	---	--	--

	居宅サービス等基準第29条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、継続的に指定訪問介護を提供していること(当該利用者の居宅の所在地と最寄りの指定訪問介護事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る。))。 (三) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、訪問介護員等、サービス提供責任者その他の関係者が共同し、訪問介護計画(指定居宅サービス等基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)の見直しを行っていること。 ※ イ(五)の職員の割合及びイ(七)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによる。 ・ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。 ・ 前3月の実績により届出を行った事業所については届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持していなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。 13 特別地域訪問介護加算 平成24年厚生労働省告示第120号(別に厚生労働大臣が定める	ホの(2) 平27厚労告95の三の ホの(3) 平12厚告19	・ 介護給付費請求書
--	--	--	-------------------

	地域)に所在する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平12厚告19別表の1のイからハまでの注10(5)を算定している場合は、算定しない。 14 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり延訪問回数が200回以下)に適合する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平12厚告19別表の1のイからハまでの注10(5)を算定している場合は、算定しない。 15 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平12厚告19別表の1のイからハまでの注10(5)を算定している場合は、算定しない。 16 緊急時訪問介護加算	別表の1のイからハまでの注13 平12厚告19 別表の1のイからハまでの注14 平12厚告19 別表の1のイからハまでの注15	・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・サービス提供証明書 ・同上 ・同上
--	---	--	---

	利用者又はその家族からの要請を受け、サービス提供責任者（指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護が中心の者に限る。）を緊急に行った場合において、加算を行っているか。 17 サービス種類相互の算定関係 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問介護費を算定していないか。 ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、所定単位数を算定する。 18 初回加算 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は当該訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合について、加算を行っているか。	平12厚告19 別表の1のイからハ までの注16 平12老企第36号第二 の2の(20) 平12厚告19 別表の1のイからハ までの注17 平12厚告19 別表の1のニの注	・訪問介護計画書 ・訪問介護記録 ・要請等があった時間等の記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・サービス提供証明書 ・訪問介護計画書 ・同上
--	---	---	---

	19 認知症専門ケア加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 (二) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (三) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。	平12厚告19 別表の1のトの注 平27厚労告95の三の 四	利用者一覧表等(認知症の分布がわかる資料等) ・研修受講修了証明書 ・チームとして専門的な認知症ケアを実施していることがわかる記録 ・会議の開催記録等
--	---	---	---

	ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) イ(二)及 び(三)の基準のいずれにも適合すること。 (二) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 (三)認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (四) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 20 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 (1)について、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション	平12厚告19 別表の1のホの注1 注2	・利用者一覧表等(認知症の分布がわかる資料等) ・研修受講修了証明書 ・事業所として専門的な認知症ケアの指導等を実施していることがわかる記録 ・個別研修計画、実施記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・サービス提供証明書 ・訪問介護計画書
--	---	-------------------------------------	---

	事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位を加算しているか。 (1)を算定している場合で算定していないか。 21 口腔連携強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号の三の三)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算しているか。 22 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃	平12厚告19 別表の1のへの注 平12厚告19	・口腔の健康状態の評価の結果の情報提供の記録 ・介護職員処遇改善計画書・介護職員
--	---	--	--

	金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出て	別表の1のチの注 平27厚労告95の四	等特定処遇改善計画書 ・給与明細等
--	--	------------------------	---------------------------------

	いること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一）介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 （二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		
--	--	--	--

	(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(6)まで、(7)（一）から四まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		
--	---	--	--

	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 23 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の42に相当する単位数 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士であって経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善に要	平12厚告19 別表の1のりの注 平27厚労告95の四の二	・ 同上
--	---	--	-------------

	する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金 の見込額が年額440万円以上（ただし、介護職員等特定処 遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由 により当該賃金改善が困難である場合は、この限りでな い。）である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に 基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計 画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事 業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特 定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に 届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改 善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継 続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所 の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を 見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届 け出ること。 (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該 事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告する こと。 (5) 訪問介護費における特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のい ずれかを届け出ていること。 (6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ） までのいずれかを算定していること。 (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改 善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号にお		
--	--	--	--

	いて同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 24 介護職員等ベースアップ等支援加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ロ 指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届	平12厚告19 別表の1のヌの注 平27厚労告95の四の三	・ 同上
--	---	---	-------------

	け出ていること。 ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 ニ 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 25 介護職員等処遇改善加算（令和6年6月1日から適用） イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の245に相当する単位数		
		平12厚告19 別表1のチの注	・ 介護職員等処遇改善計画書 ・ 給与明細等

	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した単位数の1000分の145に相当する単位数 ロ 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 算定した単位数の1000分の221に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 算定した単位数の1000分の208に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 算定した単位数の1000分の200に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 算定した単位数の1000分の187に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 算定した単位数の1000分の184に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)		
--	---	--	--

	算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 算定した単位数の1000分の158に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 算定した単位数の1000分の142に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 算定した単位数の1000分の139に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見		
--	---	--	--

平27厚労告95の四

	込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定訪問介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。(令和7年3月31日まで適用せず) (二) 当該指定訪問介護事業所において、介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。(令和7年3月31日まで適用) (2) 当該指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。		
--	--	--	--

	(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 （二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 （三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 （四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。 （五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 （六）（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用そ		
--	--	--	--

	の他の適切な方法により公表していること。 (10) 訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)～及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)～、(2)から(6)まで、(7)～から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(ニ)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヘ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付		
--	--	--	--

	費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(㋐)、(2)から(6)まで、(7)(㋐)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ト 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。 (2) イ(1)(㋐)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 チ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(㋐)、(2)から(6)まで、(7)(㋐)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 リ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算		
--	--	--	--

	(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)㉔、(2)から(6)まで、(7)㉓から㉔まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヌ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)㉔、(2)から(6)まで、(7)㉓から㉔まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ル 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)㉔、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ㉓ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めてい		
--	--	--	--

	ること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 ヲ 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ワ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(III)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
--	---	--	--

	(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 カ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員		
--	---	--	--

	員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。		
--	---	--	--

	a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 (2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		
--	---	--	--

	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b a について、全ての介護職員に周知していること。 ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b a について、全ての介護職員に周知していること。		
--	---	--	--

＜参考＞

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
法施行規則	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領(居宅サービス)	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
省令第38号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企第22号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
老企25	⇒	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	⇒	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告29	⇒	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第39号	⇒	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老振24・老健93	⇒	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平12老計8	⇒	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚労告第127号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚労告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚労告第118号	⇒	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平27厚労告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
平30厚労告218	⇒	厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)
平24厚労告120	⇒	厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示120号)
平30厚労告80	⇒	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示80号)